

令和6年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
居宅介護 25件	1	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。	4	
	2	運営	事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	2	
	3	運営	契約支給量の報告等について、市に報告していない。	2	
	4	運営	サービスを提供したことについて確認を受けていない。	2	
	5	運営	居宅介護計画の作成に当たり、担当する従業者の氏名を明らかにしていない。	2	
	6	運営	当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していない。	2	
	7	運営	運営規程の内容に記載不備（虐待の防止のための措置に関する事項）が認められる。	1	
	8	運営	アセスメントを行ったことを確認できない。	1	
	9	運営	居宅介護計画の内容を利用者及びその同居の家族に説明及び交付していない。	1	
	10	運営	居宅介護計画の実施状況の把握を行っていない。	1	
	11	運営	感染症の業務継続計画を策定していない。	1	
	12	運営	サービス提供責任者が変更になった旨を届け出していない。	1	
	13	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	1	
	14	報酬	福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、見える化要件（特定加算に基づく取組について、ホームページ掲載等により公表していること）を満たしていない。	2	
	15	報酬	居宅介護サービス費について、通院等介助（身体介護）を行っていない場合に算定している。	1	1
	16	報酬	初回加算について、新規に居宅介護計画を作成していない場合に算定している。	1	1
重度訪問介護 27件	1	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。	4	
	2	運営	サービスを提供したことについて確認を受けていない。	3	
	3	運営	事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	2	
	4	運営	契約支給量の報告等について、市に報告していない。	2	
	5	運営	居宅介護計画をサービス提供責任者が作成していない。	2	
	6	運営	居宅介護計画の実施状況の把握を行っていない。	2	
	7	運営	当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していない。	2	
	8	運営	運営規程の内容に記載不備（虐待の防止のための措置に関する事項）が認められる。	1	
	9	運営	居宅介護計画の作成に当たり、担当する従業者の氏名を明らかにしていない。	1	
	10	運営	法定代理受領により市からサービスに係る介護給付費の支給を受けた際に、介護給付費の額を通知していない。	1	
	11	運営	居宅介護計画において、提供するサービスの具体的内容（入浴等）を明らかにしていない。	1	

令和6年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
重度訪問介護 27件（続き）	12	運営	居宅介護計画の内容を利用者及びその同居の家族に説明したことを確認できない。交付していない。	1	
	13	運営	サービス提供責任者が変更になった旨を届け出していない。	1	
	14	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	1	
	15	報酬	福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、見える化要件（特定加算に基づく取組について、ホームページ掲載等により公表していること）を満たしていない。	2	
	16	報酬	緊急時対応加算について、居宅介護計画において、計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行っていない場合に加算している。	1	1
同行援護 11件	1	運営	契約支給量の報告等について、市に報告していない。	2	
	2	運営	サービスを提供したことについて確認を受けていない。	1	
	3	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	1	
	4	運営	アセスメントを行ったことを確認できない。	1	
	5	運営	居宅介護計画の作成に当たり、担当する従業者の氏名を明らかにしていない。	1	
	6	運営	居宅介護計画を作成していない。	1	
	7	運営	感染症の業務継続計画を策定していない。	1	
	8	運営	当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していない。	1	
	9	報酬	福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、見える化要件（特定加算に基づく取組について、ホームページ掲載等により公表していること）を満たしていない。	2	
行動援護 3件	1	運営	当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していない。	2	
	2	運営	契約支給量の報告等について、市に報告していない。	1	
生活介護 25件	1	運営	非常災害に関する具体的計画を事業所内に掲示していない。	5	
	2	運営	個別支援計画の作成に係る会議に利用者が同席していない。	4	
	3	運営	利用定員を超えてサービスの提供を行っていることについて、やむを得ない事情があることを確認できない。	2	
	4	運営	契約支給量の報告等について、市に報告していない。	1	
	5	運営	支給決定障害者に負担させることが適当と認められないものの支払を受領している。	1	
	6	運営	法定代理受領により市からサービスに係る介護給付費の支給を受けた際に、介護給付費の額を通知していない。	1	
	7	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	1	
	8	運営	個別支援計画の作成に係る初回の会議を開催していない。	1	
	9	運営	個別支援計画の内容について、文書により同意を得ていない。	1	
	10	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	1	
	11	運営	事故が発生した場合に、市に報告していない。	1	

令和6年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
生活介護 25件（続き）	12	運営	情報公表対象サービス等の利用に資する情報を市に報告していない。	1	
	13	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	1	
	14	報酬	個別支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に個別支援計画未作成減算をしていない。	2	2
	15	報酬	情報公表未報告減算について、情報公表対象サービス等情報に係る報告を市に行っていない場合に、令和6年4月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月までの間、減算していない。	1	
	16	報酬	福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、見える化要件（特定加算に基づく取組について、ホームページ掲載等により公表していること）を満たしていない。	1	
短期入所 19件	1	運営	サービスを提供したことについて確認を受けていない。	3	
	2	運営	非常災害対策に対する具体的計画を立てていない。	3	
	3	運営	非常災害に関する具体的計画を事業所内に掲示していない。	3	
	4	運営	利用者等に負担させることが適当と認められないものの支払いを受領している。	1	
	5	運営	法定代理受領により市からサービスに係る介護給付費の支給を受けた際に、介護給付費の額を通知していない。	1	
	6	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。委員会の結果について従業者周知徹底を図っていない。	1	
	7	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。	1	
	8	運営	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。	1	
	9	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。	1	
	10	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により家族の同意を得ていない。	1	
	11	報酬	栄養士配置加算（Ⅰ）について、常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していない。	1	1
	12	報酬	医療連携体制加算（Ⅸ）について、重度化した場合の対応に係る指針の内容について、同意を得たことを確認できない。	1	
	13	報酬	虐待防止未実施減算について、基準に適合していない場合に、事実が生じた月の翌月から減算していない。	1	1
自立訓練（機能訓練）2件	1	人員	看護職員を1人以上配置していない。	1	
	2	運営	非常災害に関する具体的計画を事業所内に掲示していない。	1	
自立訓練（生活訓練）7件	1	運営	利用定員を超えてサービスの提供を行っていることについて、やむを得ない事情があることを確認できない。	2	
	2	運営	個別支援計画の作成に係る会議に利用者が同席していない。	1	
	3	運営	個別支援計画の作成後、3月に1回以上モニタリングを行ったことを確認できない。	1	
	4	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	1	
	5	報酬	個別支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に個別支援計画未作成減算をしていない。	1	1
	6	報酬	福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、見える化要件（特定加算に基づく取組について、ホームページ掲載等により公表していること）を満たしていない。	1	

令和6年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
就労移行支援 2件	1	運営	個別支援計画の作成に係る会議に利用者が同席していない。	1	
	2	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	1	
就労継続支援A型 41件	1	人員	事業者が事業所ごとに置くべき職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならないが、常勤でない。	1	
	2	運営	非常災害に関する具体的計画を事業所内に掲示していない。	4	
	3	運営	個別支援計画の作成に係る会議に利用者が同席していない。	3	
	4	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により家族の同意を得ていない。	2	
	5	運営	契約支給量の報告等について、市に報告していない。	2	
	6	運営	生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となっていない。	2	
	7	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	2	
	8	運営	非常災害に関する火災の計画を立てていない。	1	
	9	運営	非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を定期的実施していない。	1	
	10	運営	事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	1	
	11	運営	利用定員を超えてサービスの提供を行っていることについて、やむを得ない事情があることを確認できない。	1	
	12	運営	災害の業務継続計画を策定していない。	1	
	13	運営	感染症の業務継続計画を策定していない。	1	
	14	運営	事故が発生した場合に、市に報告していない。	1	
	15	運営	個別支援計画の作成に係る会議を開催していない。	1	
	16	運営	個別支援計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得、及び交付した日がサービス提供開始日より遅れている。	1	
	17	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	1	
	18	運営	事業所の所在地及び平面図に変更があった旨を届け出していない。	1	
	19	報酬	欠席時対応加算について、相談援助の記録がない。	3	3
	20	報酬	個別支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に個別支援計画未作成減算をしていない。	2	2
	21	報酬	企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援に係る基本報酬の算定についての施設外就労を含めた個別支援計画を作成していない。	2	
	22	報酬	食事提供体制加算について、食事の提供を行った利用者ごとの摂食量を記録していない。	1	
	23	報酬	食事提供体制加算について、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供又は調理業務を第三者に委託し、食事の提供のための体制を整えているものとして市に届け出していない。	1	
	24	報酬	福祉専門職員配置等加算について、要件を満たしていない期間に算定している。	1	1
	25	報酬	医療連携体制加算について、1回につき8人の利用者を超えて算定している。	1	1

令和6年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
就労継続支援A型 41件（続き）	26	報酬	医療連携体制加算について、主治医から指示を受けていない。	1	1
	27	報酬	賃金向上達成指導員配置加算について、加算要件に定める人員配置がない場合に算定している。	1	1
	28	報酬	訪問支援特別加算について、個別支援計画等に基づいていない。	1	
就労継続支援B型 230件	1	基本方針	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための研修等を実施していない。実施したことを確認できない。	2	
	2	人員	事業所ごとに置くべき職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上が常勤でない。	1	
	3	人員	従たる事業所を設置する場合において、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者をそれぞれ配置していない。	1	
	4	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	15	
	5	運営	個別支援計画の作成に係る会議に利用者が同席していない。	13	
	6	運営	工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知していない。市に報告していない。	10	
	7	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。	9	
	8	運営	非常災害に関する具体的計画を事業所内に掲示していない。	8	
	9	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	6	
	10	運営	非常災害に関する具体的計画を立てていない。	6	
	11	運営	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	6	
	12	運営	身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。	6	
	13	運営	身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施していない。	6	
	14	運営	業務継続計画を策定していない。	5	
	15	運営	法定代理受領により市からサービスに係る訓練等給付費の支給を受けた訓練等給付費の額を通知していない。	5	
	16	運営	個別支援計画の作成に係る会議（初回の会議）を開催したことを確認できない。	5	
	17	運営	契約支給量の報告等について、市に報告していない。	4	
	18	運営	個別支援計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得、及び交付したことを確認できない。利用者の同意（署名）を得ていない。	4	
	19	運営	生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っていない。（支払ったことを確認できない。）	3	
	20	運営	虐待の防止のための研修を定期的の実施していない。	3	
	21	運営	災害の業務継続計画を策定していない。	3	
	22	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により家族の同意を得ていない。	3	
	23	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	3	

令和6年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
就労継続支援B型 230件（続き）	24	運営	アセスメントを利用者に面接して行ったことを確認できない。	3	
	25	運営	個別支援計画を作成していない。作成したことを確認できない。	3	
	26	運営	従業員の資質の向上のために、研修への参加の機会を計画的に確保していない。	2	
	27	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施していない。	2	
	28	運営	事故が発生した場合に、市に報告していない。	2	
	29	運営	非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を定期的に実施していない。	2	
	30	運営	利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備していない。	2	
	31	運営	秘密保持等について、事業所の従業員又は従業員であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	2	
	32	運営	情報公表対象サービス等の利用に資する情報を市に報告していない。	2	
	33	運営	アセスメント（初回のアセスメント）を行ったことを確認できない。	2	
	34	運営	モニタリングを行っていない。行ったことを確認できない。	2	
	35	運営	勤務表を作成していない。	1	
	36	運営	感染症の業務継続計画を策定していない。	1	
	37	運営	事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	1	
	38	運営	利用定員を超えてサービスの提供を行っていることについて、やむを得ない事情があることを確認できない。	1	
	39	運営	サービスを提供したことについて確認を受けていない。	1	
	40	運営	モニタリングを利用者に面接して行ったことを確認できない。	1	
	41	報酬	食事提供体制加算について、食事の提供を行った利用者ごとの摂取量を記録していない。管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していない。	10	5
	42	報酬	身体拘束廃止未実施減算について、基準に適合していない場合に、事実が生じた月の翌月から減算していない。	9	9
	43	報酬	虐待防止未実施減算について、基準に適合していない場合に、事実が生じた月の翌月から減算していない。	6	6
	44	報酬	欠席時対応加算について、相談援助の記録がない。	5	5
	45	報酬	医療連携体制加算について、看護職員が利用者に対して2時間以上（1時間以上2時間未満、1時間未満）の看護を行ったことを確認できない。	4	
	46	報酬	個別支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に個別支援計画未作成減算をしていない。	4	4
	47	報酬	医療連携体制加算について、主治医から指示を受けていない。	3	3
	48	報酬	業務継続計画未策定減算について、基準に適合していない場合に、令和6年4月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで減算していない。	3	3
	49	報酬	福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、見える化要件（特定加算に基づく取組について、ホームページ掲載等により公表していること）を満たしていない。	3	

令和6年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
就労継続支援B型 230件（続き）	50	報酬	事業所等とは別の場所で行われる支援（在宅において利用する場合の支援）について、在宅利用者の支援に当たり、1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援を行っていることを確認できない。	2	
	51	報酬	事業所等とは別の場所で行われる支援（在宅において利用する場合の支援）について、月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、訓練項目に対する達成度の評価等を行っていない（確認できない）。	2	
	52	報酬	事業所等とは別の場所で行われる支援（在宅において利用する場合の支援）について、事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回行っていない。	2	
	53	報酬	事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について、施設外就労を含めた個別支援計画を作成していない。	2	
	54	報酬	送迎加算について、居宅等と事業所との間の送迎を行ったことを確認できない。居宅等と事業所との間以外の送迎を行っている。	2	2
	55	報酬	送迎加算（Ⅰ）について、平均10人以上の利用者が利用していない場合に算定している。	2	2
	56	報酬	福祉専門職員配置等加算について、要件を満たしていない。	2	2
	57	報酬	医療連携体制加算について、利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告していない。	2	
	58	報酬	事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について、一部の要件を満たしていない場合に算定している。	1	1
	59	報酬	事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について、運営規程に、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記していない。	1	
	60	報酬	目標工賃達成指導員配置加算について、要件を満たしていない。	1	1
	61	報酬	就労継続支援B型サービス費について、当該事業所の指定場所以外で実施した場合に算定している。	1	1
	62	報酬	医療連携体制加算について、具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載していない。	1	
	63	報酬	医療連携体制加算について、1回の訪問につき8人の利用者を超えて加算している。	1	1
	64	報酬	事業所に置くべきサービス管理責任者の員数を満たしていない場合に、減算した単位数を算定していない。	1	1
	65	報酬	就労継続支援B型サービス費について、事業所における前年度の平均工賃月額に応じ算定していることを確認できない。	1	
	66	報酬	就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、1日の利用者の数が利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場合、100分の70を所定単位数に乘じて得た数を算定していない。	1	1
	67	報酬	訪問支援特別加算について、個別支援計画に基づいていない。	1	
共同生活援助 91件	1	運営	個別支援計画の作成に係る会議に利用者が同席していない。	16	
	2	運営	非常災害に関する具体的計画を事業所内に掲示していない。	10	
	3	運営	非常災害に関する具体的計画を立てていない。	5	
	4	運営	サービスを提供したことについて確認を受けていない。	4	
	5	運営	法定代理受領により市からサービスに係る介護給付費の支給を受けた際に、介護給付費の額を通知していない。	3	
	6	運営	受給者証記載事項その他の必要な事項を市に報告していない。	3	
	7	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により家族の同意を得ていない。	3	

令和6年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
共同生活援助 91件（続き）	8	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	3	
	9	運営	サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画を作成していない。作成していない期間がある。	3	
	10	運営	運営規程の内容に不備（緊急時等における対応方法、非常災害対策、入居に当たっての留意事項）が認められる。	2	
	11	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。	2	
	12	運営	モニタリングを行っていない。	2	
	13	運営	サービスを提供した際、必要な事項を記録していない。	1	
	14	運営	入居又は退居に際しての受給者証記載事項（受給者証に事業所の名称、入居年月日）を、利用者の受給者証に記載していない。	1	
	15	運営	災害の業務継続計画を策定していない。	1	
	16	運営	感染症の業務継続計画を策定していない。	1	
	17	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	1	
	18	運営	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	1	
	19	運営	身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。	1	
	20	運営	事故が発生した場合に、市に報告していない。	1	
	21	運営	サービス管理責任者に変更があった旨を届け出していない。	1	
	22	運営	アセスメントを行っていない。	1	
	23	運営	個別支援計画の作成に係る会議を開催していない。	1	
	24	運営	個別支援計画の内容について、文書により同意を得ていない。	1	
	25	運営	モニタリングの結果を記録していない。	1	
	26	報酬	夜間支援等体制加算について、個別支援計画に位置付けていない。	6	
	27	報酬	個別支援計画未作成減算について、個別支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に、減算した単位数を算定していない。	6	6
	28	報酬	入院時支援特別加算について、個別支援計画に基づいていない。	2	
	29	報酬	日中サービス支援型共同生活援助サービス費について、日中活動サービス等を利用した日に適正な単位数で算定していない。	1	1
	30	報酬	帰宅時支援加算について、個別支援計画に基づいていない。	1	
	31	報酬	入院時支援特別加算について、支援内容を記録していない。	1	
	32	報酬	入院時支援特別加算（口）について、病院又は診療所への訪問が1回の場合に算定している。	1	1
	33	報酬	長期入院時支援特別加算について、個別支援計画に基づいていない。	1	
	34	報酬	夜間支援等体制加算について、利用者の入院中に算定している。	1	1

令和6年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
共同生活援助 91件（続き）	35	報酬	身体拘束廃止未実施減算について、基準に適合していない場合に、事実が生じた月の翌月から減算していない。	1	1
	36	報酬	虐待防止未実施減算について、基準に適合していない場合に、事実が生じた月の翌月から減算していない。	1	1
障害者支援施設 4件	1	運営	個別支援計画の作成に係る会議に利用者が同席していない	1	
	2	運営	非常災害に関する具体的計画を事業所内に掲示していない。	1	
	3	報酬	食事提供体制加算について、個別支援計画等に記載していない。	1	
	4	報酬	リハビリテーション加算について、サービス開始から概ね2週間以内にアセスメントとそれに基づく評価、その後のリハビリテーションカンファレンスを行っていない。	1	
一般相談支援 14件	1	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。	6	
	2	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	4	
	3	運営	災害の業務継続計画を策定していない。	2	
	4	運営	感染症の業務継続計画を策定していない。	2	
特定相談支援 38件	1	運営	契約支給量の報告等について、市に報告していない。	4	
	2	運営	アセスメントに当たり、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。面接したことを確認できない。	4	
	3	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	3	
	4	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。	3	
	5	運営	災害の業務継続計画を策定していない。	2	
	6	運営	サービス等利用計画案の内容について、文書により同意を得たことを確認できない。	2	
	7	運営	モニタリングに当たり、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接していない。	2	
	8	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	2	
	9	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により家族の同意を得ていない。	1	
	10	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施していない。	1	
	11	運営	感染症の業務継続計画を策定していない。	1	
	12	運営	業務継続計画を策定していない。	1	
	13	運営	虐待の防止のための研修を定期的に実施していない。	1	
	14	運営	アセスメントに当たり、利用者の居宅を訪問したことを確認できない。	1	
	15	運営	サービス担当者会議を開催し、担当者から、専門的な見地からの意見を求めたことを確認できない。	1	
	16	運営	サービス等利用計画を利用者等及び担当者に、説明し、文書により同意を得、及び交付した日がサービス提供開始日より遅れている。	1	
	17	運営	モニタリングに当たり、利用者の居宅を訪問したことを確認できない。	1	

令和6年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
特定相談支援 38件（続き）	18	運営	モニタリングを利用者に通知するモニタリング期間ごとに行っていない。	1	
	19	報酬	サービス提供時モニタリング加算について、要件を満たす支援を行っていない場合に加算している。	2	2
	20	報酬	機能強化型サービス利用支援費及び機能強化型継続サービス利用支援費について、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催したことを確認できない。	2	
	21	報酬	集中支援加算について、要件を満たした記録を作成していない。	1	
	22	報酬	医療・保育・教育機関連携加算について、要件を満たす支援を行っていない場合に加算している。	1	1
児童発達支援 200件	1	人員	事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士等）について、必要な数を配置していない。	6	
	2	人員	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を配置していない。	1	
	3	人員	児童指導員又は保育士のうち、常勤を1人以上配置していない。	1	
	4	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	21	
	5	運営	非常災害に関する具体的計画を事業所内に掲示していない。	15	
	6	運営	利用定員を超えてサービスの提供を行っていることについて、やむを得ない事情があることを確認できない。恒常的に利用定員を超えている。	12	
	7	運営	安全計画の策定していない。安全計画に従い必要な措置を講じていない。	11	
	8	運営	通所支援計画に必要な事項（計画時間等・サービスの具体的内容等）を記載していない。	10	
	9	運営	契約支給量の報告等について、市に報告していない。	5	
	10	運営	事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	5	
	11	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。	5	
	12	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	4	
	13	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により、当該障害児又はその家族の同意を得ていない。	3	
	14	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的 に実施していない。実施したことを確認できない。	3	
	15	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員 会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	3	
	16	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催してい ない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	3	
	17	運営	事故が発生した場合に、市に報告していない。	3	
	18	運営	通所支援計画の作成に当たり、会議を開催し、意見を求めたことを確認でき ない。	3	
	19	運営	法定代理受領により市からサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた 際に、通所給付決定保護者に給付費の額を通知していない。	2	
	20	運営	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 に実施していない。	2	
	21	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	2	
	22	運営	通所支援計画の作成後、6月に1回以上モニタリングを行っていない。モニ タリングを行ったことを確認できない。	2	

令和6年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
児童発達支援 200件（続き）	23	運営	モニタリングに当たり、通所給付決定保護者及び障害児に面接したことを確認できない。面接できない特段の事情を確認できない。	2	
	24	運営	サービスを提供したことについて確認を受けていない。	1	
	25	運営	月ごとの勤務表を作成していない。	1	
	26	運営	雇用契約等により管理者の指揮命令下にある従業者であることを確認できない者がいる。	1	
	27	運営	情報公表対象サービス等の利用に資する情報を市に報告していない。	1	
	28	運営	重要事項を記した文書を交付し、同意を得たことを確認できない。	1	
	29	運営	非常災害対策に関する具体的計画を立てていない。	1	
	30	運営	非常災害対策について、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていない。	1	
	31	運営	感染症の業務継続計画を策定していない。	1	
	32	運営	災害の業務継続計画を策定していない。	1	
	33	運営	業務継続計画を策定していない。	1	
	34	運営	虐待の防止のための研修を定期的実施していない。	1	
	35	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会及び従業者への研修を適切に実施するための担当者を置いていない。	1	
	36	運営	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。	1	
	37	運営	当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していない。	1	
	38	運営	アセスメントを行ったことを確認できない。	1	
	39	運営	アセスメントに当たり、通所給付決定保護者及び障害児に面接したことを確認できない。	1	
	40	運営	通所支援計画を作成していない。	1	
	41	運営	通所支援計画について、文書により同意を得ていない。	1	
	42	運営	通所支援計画について、文書により同意を得た日がサービス提供開始日より遅れている。	1	
	43	運営	通所支援計画（別表）を交付していない。	1	
	44	運営	モニタリングの結果を記録していない。	1	
	45	報酬	欠席時対応加算について、相談援助の記録がない。	9	9
	46	報酬	児童発達支援給付費について、通所支援計画において支援の提供時間が定められていない場合に「30分以上1時間30分以下」の時間区分で算定していない。	6	6
	47	報酬	通所支援計画等未作成減算について、通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に、減算した単位数を算定していない。	4	4
	48	報酬	家族支援加算（Ⅰ）について、居宅を訪問していない。居宅を訪問したことを確認できない。	3	2
	49	報酬	児童指導員等加配加算について、算定に必要な従業者を配置していない。	2	2
	50	報酬	専門的支援体制加算について、加算の要件を満たしていない。	2	2

令和6年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
児童発達支援 200件（続き）	51	報酬	家族支援加算（Ⅱ）について、事業所において、必要な相談援助を行っていない。必要な相談援助を行ったことを確認できない。	2	1
	52	報酬	子育てサポート加算について、通所支援計画に位置付けていない。（確認できない）	2	
	53	報酬	定員超過に該当する場合に、減算した単位数を算定していない。	2	2
	54	報酬	身体拘束廃止未実施減算について、基準に適合していない場合に、事実が生じた月の翌月から減算していない。	2	2
	55	報酬	虐待防止措置未実施減算について、基準に適合していない場合に、事実が生じた月の翌月から減算していない。	2	2
	56	報酬	児童発達支援給付費について、通所支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で算定していない。	1	
	57	報酬	児童発達支援給付費について、サービスを行っていない日に算定している。	1	1
	58	報酬	児童指導員等加配加算について、サービスを行っていない日に算定している。	1	1
	59	報酬	児童指導員等加配加算について、市長に届け出ていない。	1	
	60	報酬	福祉専門職員配置加算について、サービスを行っていない日に算定している。	1	1
	61	報酬	福祉専門職員配置加算について、加算の要件を満たしていない。	1	1
	62	報酬	福祉専門職員配置加算について、市長に届け出ていない	1	
	63	報酬	専門的支援体制加算について、サービスを行っていない日に算定している。	1	1
	64	報酬	送迎加算について、サービスを行っていない日に算定している。	1	1
	65	報酬	送迎加算について、加算の要件を満たしていない。	1	1
	66	報酬	家族支援加算について、通所支援計画に基づいていない。	1	
	67	報酬	関係機関連携加算（Ⅰ）について、保育所等施設との間で当該障害児に係る通所支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催していない。	1	1
	68	報酬	関係機関連携加算（Ⅰ）について、当該障害児に係る通所支援計画の作成又は見直しに関する会議ではない。	1	1
	69	報酬	関係機関連携加算（Ⅱ）について、保育所等施設との間で当該障害児の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加していない。	1	1
	70	報酬	関係機関連携加算（Ⅱ）について、出席者、開催日時及びその内容の要旨の記録を確認できない。	1	
	71	報酬	子育てサポート加算について、相談援助の内容の要点に関する記録を作成していない。	1	
	72	報酬	事業所に置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合に、減算した単位数を算定していない。	1	1
	73	報酬	情報公表未報告減算について、情報公表対象サービス等情報に係る報告を市に行っていない場合に、令和6年4月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月までの間、減算していない。	1	1
	74	報酬	業務継続計画未策定減算について、基準に適合していない場合に、令和6年4月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月までの間、減算していない。	1	1
放課後等デイサービス 338件	1	人員	事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士等）について、必要な数を配置していない。	17	
	2	人員	児童指導員、保育士に機能訓練担当職員等の数を含める場合において、児童指導員又は保育士を合計数の半数以上配置していない。	1	
	3	人員	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を配置していない。	1	

令和6年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
放課後等デイサービス 338件（続き）	4	人員	児童指導員又は保育士のうち、常勤を1人以上配置していない。	1	
	5	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	28	
	6	運営	利用定員を超えてサービスの提供を行っていることについて、やむを得ない事情があることを確認できない。恒常的に利用定員を超えている。	25	
	7	運営	非常災害対策に対する具体的計画を事業所内に掲示していない。	25	
	8	運営	安全計画の策定していない。安全計画に従い必要な措置を講じていない。	14	
	9	運営	通所支援計画に必要な事項（計画時間等・サービスの具体的内容等）を記載していない。	10	
	10	運営	通所支援計画の作成後、6月に1回以上モニタリングを行っていない。モニタリングを行ったことを確認できない。	9	
	11	運営	契約支給量の報告等について、市に報告していない。	8	
	12	運営	アセスメントに当たり、通所給付決定保護者及び障害児に面接したことを確認できない。	8	
	13	運営	法定代理受領により市からサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた際に、通所給付決定保護者に給付費の額を通知していない。	7	
	14	運営	事故が発生した場合に、市に報告していない。	7	
	15	運営	モニタリングに当たり、通所給付決定保護者及び障害児に面接したことを確認できない。面接できない特段の事情を確認できない。	7	
	15	運営	通所支援計画の作成に当たり、会議を開催し、意見を求めたことを確認できない。	6	
	16	運営	通所支援計画について、文書により同意を得た日がサービス提供開始日より遅れている。	6	
	17	運営	事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	5	
	18	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。	5	
	19	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	5	
	20	運営	アセスメントを行ったことを確認できない。	5	
	21	運営	通所支援計画について、文書により同意を得ていない。説明し、同意を得、及び交付したことを確認できない。	5	
	22	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	4	
	23	運営	通所支援計画を作成していない。	4	
	24	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施していない。実施したことを確認できない。	3	
	25	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。（開催したことを確認できない。）委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	3	
	26	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	3	
	27	運営	サービスを提供したことについて確認を受けていない。	2	
	28	運営	月ごとの勤務表を作成していない。	2	
	29	運営	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない。	2	

令和6年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
放課後等デイサービス 338件（続き）	30	運営	通所支援計画を作成した日が、サービス提供開始日より遅れている。	2	
	31	運営	通所支援計画（別表）を交付していない。	2	
	32	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により、当該障害児又はその家族の同意を得ていない。	1	
	33	運営	非常災害対策に対する具体的計画を立てていない。	1	
	34	運営	非常災害対策について、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていない。	1	
	35	運営	感染症の業務継続計画を策定していない。	1	
	36	運営	災害の業務継続計画を策定していない。	1	
	37	運営	業務継続計画を策定していない。	1	
	38	運営	障害児の送迎を目的とした自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備えていない。	1	
	39	運営	サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存していない。	1	
	40	運営	虐待の防止のための研修を定期的実施していない。	1	
	41	運営	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。	1	
	42	運営	情報公表対象サービス等の利用に資する情報を市に報告していない。	1	
	43	運営	モニタリングの結果を記録していない。	1	
	44	報酬	通所支援計画等未作成減算について、通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に、減算した単位数を算定していない。	14	14
	45	報酬	放課後等デイサービス給付費について、通所支援計画において支援の提供時間が定められていない場合に「30分以上1時間30分以下」の時間区分で算定していない。	13	13
	46	報酬	家族支援加算について、要件を満たしていない場合に加算している。	11	5
	47	報酬	欠席時対応加算について、相談援助等の内容を記録していない。	10	10
	48	報酬	児童指導員等加配加算について、算定に必要な従業者を配置していない。	4	4
	49	報酬	定員超過に該当する場合に、減算した単位数を算定していない。	4	4
	50	報酬	家族支援加算について、通所支援計画に基づいていない。	4	
	51	報酬	関係機関連携加算について、要件を満たしていない。	4	4
	52	報酬	放課後等デイサービス給付費について、通所支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で算定するとされているが、現に要した時間で算定している。時間区分に誤りがある。	2	1
	53	報酬	福祉専門職員配置加算について、加算の要件を満たしていない。	2	2
	54	報酬	専門的支援体制加算について、加算の要件を満たしていない。	2	2
	55	報酬	専門的支援実施加算について、専門的支援実施計画について、説明し、同意を得たことを確認できない。	2	
	56	報酬	身体拘束廃止未実施減算について、基準に適合していない場合に、事実が生じた月の翌月から減算していない。	2	2

令和6年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
放課後等デイサービス 338件（続き）	57	報酬	虐待防止措置未実施減算について、基準に適合していない場合に、事実が生じた月の翌月から減算していない。	2	2
	58	報酬	個別サポート加算（Ⅰ）（Ⅱ）について、基礎研修修了者がサービスを行っていない場合に算定している。	2	2
	59	報酬	集中的支援加算について、要件を満たしていない。	2	2
	60	報酬	通所自立支援加算について、要件を満たしていない。	2	2
	61	報酬	児童指導員等加配加算について、市長に届け出ていない。	1	
	62	報酬	福祉専門職員配置加算について、市長に届け出ていない。	1	
	63	報酬	専門的支援実施加算について、限度回数を超えて算定している。	1	1
	64	報酬	事業所に置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合に、減算した単位数を算定していない。	1	1
	65	報酬	情報公表未報告減算について、情報公表対象サービス等情報に係る報告を市に行っていない場合に、令和6年4月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月までの間、減算していない。	1	1
	66	報酬	業務継続計画未策定減算について、基準に適合していない場合に、令和6年4月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月までの間、減算していない。	1	1
	67	報酬	延長支援加算について、通所支援計画に位置付けていない。	1	
	68	報酬	延長支援加算について、サービスを行っていない日に算定している。	1	1
	69	報酬	延長支援加算について、実際に要した延長支援時間で算定していない。	1	1
	70	報酬	関係機関連携加算について、通所給付決定保護者の同意を得ていない。	1	
	71	報酬	自立サポート加算について、要件を満たしていない。	1	1
	72	報酬	送迎加算について、サービスを行っていない場合に算定している。	1	1
保育所等訪問支援 37件	1	人員	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を配置していない。	1	
	2	人員	専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者を1人以上配置していない。	1	
	3	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。委員会の結果について従業者 に周知徹底を図っていない。	5	
	4	運営	安全計画を策定していない。	3	
	5	運営	事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を 掲示していない。	3	
	6	運営	契約支給量の報告等について、市に報告していない。	2	
	7	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備してい ない。	2	
	8	運営	通所支援計画にサービスの具体的内容を記載していない。	2	
	9	運営	通所支援計画を作成していない（作成していない期間がある）。	2	
	10	運営	災害の業務継続計画を策定していない。	1	
	11	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実 施していない。	1	

令和6年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
保育所等訪問支援 37件（続き）	12	運営	重要事項を記した文書を交付し、同意を得たことを確認できない。	1	
	13	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	1	
	14	運営	虐待の防止のための研修を定期的に実施していない。	1	
	15	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	1	
	16	運営	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない。	1	
	17	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	1	
	18	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により、当該障害児又はその家族の同意を得ていない。	1	
	19	運営	当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していない。	1	
	20	運営	提供したサービスの具体的内容（障害児に対する直接支援）を確認できない。	1	
	21	運営	通所支援計画（別表）を交付していない。	1	
	22	運営	モニタリングに当たり、特段の事情のない限り、定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならないが、面接できない特段の事情を確認できない。	1	
	23	報酬	事業所に置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合に、減算した単位数を算定していない。	1	1
	24	報酬	通所支援計画等未作成減算について、通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に、減算した単位数を算定していない。	1	1
	25	報酬	訪問支援員特別加算について、一定の業務従事歴がある者を1以上配置したことを確認できない。	1	1
障害児相談支援 49件	1	人員	相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数が35又はその端数を増すごとに1とするとされているが、基準を満たしていない。	2	
	2	運営	モニタリングに当たり、障害児の居宅を訪問していない。	6	
	3	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。	4	
	4	運営	災害の業務継続計画を策定していない。	4	
	5	運営	モニタリングに当たり、障害児等に対して通知するモニタリング期間ごとに行っていない。	4	
	6	運営	感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	3	
	7	運営	契約支給量の報告等について、市に報告していない。	2	
	8	運営	アセスメントに当たり、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接したことを確認できない。	2	
	9	運営	障害児支援利用計画の内容について、文書により同意を得たことを確認できない	2	
	10	運営	モニタリングに当たり、障害児の居宅を訪問したことを確認できない。	2	
	11	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	2	
	12	運営	感染症の業務継続計画を策定していない。	1	

令和6年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
障害児相談支援 49件（続き）	13	運営	業務継続計画を策定していない。	1	
	14	運営	虐待の防止のための研修を定期的実施したことが確認できない。	1	
	15	運営	アセスメントに当たり、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接していない。	1	
	16	運営	アセスメントに当たり、障害児の居宅を訪問していない。	1	
	17	運営	サービス担当者会議を開催し、担当者から、専門的な見地からの意見を求めたことを確認できない。	1	
	18	運営	障害児支援利用計画案を障害児等に交付していない。	1	
	19	運営	モニタリングに当たり、障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接していない。	1	
	20	運営	モニタリングに当たり、障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接したことを確認できない。	1	
	21	運営	運営規程に変更があった旨を届け出していない。	1	
	22	報酬	機能強化型障害児支援利用援助費及び機能強化型継続障害児支援利用援助費について、障害児に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催したことを確認できない。	2	
	23	報酬	サービス担当者会議実施加算について、継続サービス計画利用支援の実施時ではない場合に算定している。	1	1
	24	報酬	サービス提供時モニタリング加算について、要件を満たす支援を行っていない。	1	1
	25	報酬	サービス提供時モニタリング加算について、提供場所を訪問したことを確認できず、確認結果の記録を作成していない。	1	1
	26	報酬	要医療児者支援体制加算（Ⅰ）について、対象とならない障害児に対して支援した場合に算定している。	1	1

合計 1163 207